

会 計 室

〈監査の結果〉

財務に関する事務処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

〈是正改善を要する事項〉

1 契約事務

財務会計口座振替通知書作成業務委託に係る契約事務において、仕様書の内容及び設計金額の算定が適切でない。

※ 財務会計口座振替通知書作成業務委託について、仕様書には、「シーラー用紙の作成に当たっては、特許第2736838号の特許・実用新案に係るものであるため、印刷に当たっては当該特許の使用許諾を受けていなければならない。」と記載されているが、当該特許は平成20年3月30日に権利が消滅しており、これに関連する特許第3075426号も平成23年3月29日で権利が消滅している。

また、予定価格の算定基礎となる設計金額に、本来は不要である当該特許の使用許諾に係る額を含めて算定している。